

## 第1章 知的基盤とは

研究開発活動をはじめとする知的創造活動の成果や知的創造活動のために収集された材料・試資料等は知的資産として物あるいは情報のかたちで蓄積されることとなるが、それだけでは多くの人々の各種活動に利用される「基盤」とはならない。

多くの人々の各種活動に利用される「基盤」とするためには、蓄積された知的資産が体系化され、それが広く供用可能とされている必要がある。

このような知的創造活動のための材料・試資料等や知的創造活動の成果として蓄積された知的資産を体系化し、広く供用可能とした基盤は、さらなる知的創造活動における利用のみならず、広く経済・社会活動においても利用されるものとなる。

以上をまとめると、知的基盤とは、

知的創造活動のための材料・試資料等や知的創造活動の成果として蓄積されたもの体系化され、広く供用可能なもの

さらなる知的創造活動や広く経済・社会活動において利用されるもの

の3つの条件を満たすものとして定義できる。

具体的に考えてみると、実験、計測、分析、試験、評価といった研究者の基本的な研究開発活動に用いられる知的資産としては、

実験に必要となる、

- a．研究用材料（生物遺伝資源（研究開発の材料としての動物・植物・微生物の系統・集団、組織、細胞、遺伝子材料等及びそれらの情報）や臨床情報を含む生体由来試料等（以下「生物遺伝資源等」という。））

- b．研究用材料の所在等の情報

計測、分析、試験、評価に必要となる、

- a．物理標準、標準物質

- b．計測、分析、試験、評価方法及びそれらに係る先端的機器

- c．a．及びb．の所在等に関する情報

- d．各種計測、分析、試験、評価及びその他の知的創造活動により得られた情報（以下「計測データ等」という。）

などがある。

これらのものが体系化され、広く供用可能とされていれば、「基盤」となる。

これを整理すると、体系化され広く供用可能とされている、

生物遺伝資源等の研究用材料

計量標準（物理標準、標準物質を含む。以下同じ）

計測・分析・試験・評価方法及びそれらに係る先端的機器（以下「計測方法・機器等」という。また、計測・分析・試験・評価方法については以下「計測方法等」といい、計測・分析・試験・評価のための先端的機器については以下「計測機器等」

という。)

計測データ等のデータベース等( ~ に関連するものも含む)

の4つの領域のものが、実験、計測、分析、試験、評価といった研究者の基本的な研究開発活動を安定的かつ効果的に支える「基盤」としての意義を有しており、これらは第2期科学技術基本計画及び第3期科学技術基本計画において「知的基盤」として定義されている。

ただし、研究用材料、計量標準及び計測方法・機器等の所在等に関する情報については、 ~ の領域に含めて取り扱い、データベースの領域では、 ~ の計測データ等を含む計測データ等に関するデータベース等(以下「データベース」という。)を取り扱うものとする。

なお、本来知的基盤は広く供用可能なものであるが、国家安全保障、国際競争力確保、プライバシー保護等の観点から、一律に広く供用可能とすることが適当でない場合もあることに留意する必要がある。